

伏見通法律事務所

着手金・報酬金等算定基準

(本基準の趣旨)

- 1 法律相談の際には、法律相談料をいただきます。
また、正式に事件対応をご依頼いただく際には、事務処理着手時に着手金を、事件解決時に報酬金をそれぞれいただきます。
- 2 本基準は、これらを含めた各種の弁護士報酬の算定基準を示すものです。
本基準は、旧日本弁護士連合会報酬等基準（平成16年4月に廃止）を参考にすると共に、これに若干の修正を加えて作成したものです。なお、金額については、いずれも別途消費税が必要となりますので、ご了承下さい。
- 3 ご相談等のみであって事件対応を受任しない場合について「法律相談」（2頁）、事件対応等一定の事務処理を受任する場合について「民事事件」（3頁～）、「刑事事件」（7頁）、「裁判所外の手数料」（8頁～）、顧問契約等について「その他」（10頁）に区分して記載しています。
また、弁護士報酬を算定する上で重要な意味を持つ「経済的利益」の具体的な意味の補足などについて「備考」（11頁）の項目に記載しています。適宜ご確認下さい。

(法律相談)

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の金額
法律相談	法律相談料	30分ごとに5000円

(民事事件)

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の金額
1 訴訟事件・非訟事件・家事審判事件及び行政事件	着手金	事件の経済的利益（※「備考」①参照）の額が ①300万円以下の場合 経済的利益の8%に相当する金額 ②300万円を超え3000万円以下の場合 経済的利益の5%に相当する金額に9万円を加算した金額 ③3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の3%に相当する金額に69万円を加算した金額 ④3億円を超える場合 経済的利益の2%に相当する金額に369万円を加算した金額 ※着手金の最低額は10万円
	報酬金	事件の経済的利益（※「備考」①参照）の額が ①300万円以下の場合 経済的利益の16%に相当する金額 ②300万円を超え3000万円以下の場合 経済的利益の10%に相当する金額に18万円を加算した金額 ③3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の6%に相当する金額に138万円を加算した金額 ④3億円を超える場合 経済的利益の4%に相当する金額に738万円を加算した金額
2 調停及び示談交渉事件	着手金報酬金	1に準ずる。ただし、それぞれの金額を3分の2に減額することができる ※示談交渉から調停、示談交渉又は調停からその他の事件を受任するときの着手金は、1の金額の2分の1 ※着手金の最低額は10万円
3 契約締結交渉	着手金	事件の経済的利益（※「備考」①参照）の額が ①300万円以下の場合 経済的利益の2%に相当する金額 ②300万円を超え3000万円以下の場合 経済的利益の1%に相当する金額に3万円を加算した金額 ③3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の0.5%に相当する金額に18万円を加算した金額 ④3億円を超える場合

			<p>経済的利益の0.3%に相当する金額に78万円を加算した金額</p> <p>※着手金の最低額は10万円</p>
		報酬金	<p>事件の経済的利益（※「備考」①参照）の額が</p> <p>①300万円以下の場合 経済的利益の4%に相当する金額</p> <p>②300万円を超え3000万円以下の場合 経済的利益の2%に相当する金額に6万円を加算した金額</p> <p>③3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の1%に相当する金額に36万円を加算した金額</p> <p>④3億円を超える場合 経済的利益の0.6%に相当する金額に156万円を加算した金額</p>
4 督促手続事件		着手金	<p>事件の経済的利益（※「備考」①参照）の額が</p> <p>①300万円以下の場合 経済的利益の2%に相当する金額</p> <p>②300万円を超え3000万円以下の場合 経済的利益の1%に相当する金額に3万円を加算した金額</p> <p>③3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の0.5%に相当する金額に18万円を加算した金額</p> <p>④3億円を超える場合 経済的利益の0.3%に相当する金額に78万円を加算した金額</p> <p>※着手金の最低額は5万円 ※訴訟移行時の着手金は、1の額と上記の額の差額とする</p>
		報酬金	<p>1の額の2分の1 ※報酬金は、金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる</p>
5 離婚事件	交渉事件 調停事件	着手金 報酬金	<p>それぞれ20万円から30万円の範囲内の額</p> <p>※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の離婚問題に関連する金銭請求は、上記と別に1の基準により算定する</p>
	訴訟事件	着手金 報酬金	<p>それぞれ30万円から60万円の範囲内の額</p> <p>※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の離婚問題に関連する金銭請求は、上記と別に1の基準により算定する</p>

6 境界に関する事件 (※「備考」②参照)		着手金	それぞれ30万円から60万円の範囲内の額 ※1の額が上記の額より上回る時は、1による。		
		報酬金	※依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する 手続の繁簡等を考慮し、増減額する		
7 借地非訟事件 (※「備考」③参照)		着手金	借地権の額が5000万円以下の場合 20万円から50万円の範囲内の額		
			借地権の額が5000万円を超える場合 上記の「標準となる額」に、5000万円を超える部分の0.5%を加算した額		
		報酬金	申立人の場合	申立認容	借地権の額の2分の1を経済的 利益の額として、1の基準に よる
				相手方の介 入権認容	財産上の給付額の2分の1を 経済的利益の額として、1の基 準による
			相手方の場合	申立の却下 又は介入権 の容認	借地権の額の2分の1を経済的 利益の額として、1の基準に よる
賃料の増額 の認容	賃料増額分の7年分を経済的 利益の額として、1の基準によ る				
		財産上の給 付の認容	財産上の給付額を経済的 利益の額として、1の基準によ る		
8 保全命令申立事件		着手金	1の着手金の額の2分の1 ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の 3分の2 ※着手金の最低額は10万円 ※本案事件と併せて受任したときでも、本案事件と別に受け ることができる		
		報酬金	①事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1 ②審尋又は口頭弁論を経たとき 1の報酬金の額の3分の1 ③本案の目的を達成したとき 1の報酬金に準じて受け取ることができる ※本案事件と併せて受任したときでも、本案事件と別に受け ることができる		
9 民事 執 行 事 件	民事執行事件	着手金	1の着手金の額の2分の1		
		報酬金	1の報酬金の額の4分の1		
	執行停止事件	着手金	1の着手金の額の2分の1		
		報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1		
			※本案事件と併せて受 任した時でも本案事 件と別に受けること ができる この場合の着手金は 1の3分の1を限度 とする ※着手金の最低額は5 万円		

10 破産	着手金	①事業者の破産 50万円以上 ②非事業者の破産 35万円 ※個人破産の内、同時廃止事件は20万円
	報酬金	なし
11 民事再生事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 ①事業者 70万円以上 ②非事業者 30万円以上 ③小規模個人再生及び給与所得者等再生など 25万円以上
	執務報酬	再生手続開始決定を受けた後、手続終了までの執務の対価として、月額で定める報酬を受け取る旨を定めることができる
	報酬金	1に準ずる ※経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定する 具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する ※再生手続認可決定を受けたときに限り受け取ることができる
12 任意整理事件	着手金	①事業者の任意整理 30万円以上 ②非事業者の任意整理 債権者1名あたり2万円以上
	報酬金	1に準ずる ただし、破産の場合との均衡に配慮する
13 簡易な家事審判事件（家事事件手続法別表1記載の事件で事案簡明なもの）	着手金	10万円から20万円の範囲内の額
	報酬金	なし

(刑事事件)

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の金額		
1 起訴前及び起訴後 (第一審及び上訴審をいう。)の事案 簡明な事件(※「備考」④参照)	着手金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額		
	報酬金	起訴前	不起訴	20万円から50万円の範囲内の額
			求略式命令	上記の額を超えない金額
		起訴後	無罪	50万円以上
			刑の執行猶予	20万円から50万円の範囲内の額
			求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当額
検察官上訴が棄却された場合	20万円から50万円の範囲内の額			
2 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件	着手金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上		
	報酬金	起訴前	不起訴	20万円から50万円の範囲内の額
			求略式命令	20万円から50万円の範囲内の額
		起訴後	無罪	50万円以上
			刑の執行猶予	20万円から50万円の範囲内の額
			求刑より軽減された場合	軽減の程度による相当額
検察官上訴が棄却された場合	20万円から50万円の範囲内の額			
3 保釈・勾留執行停止・抗告等	着手金 報酬金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に受けることができる		
4 告訴・告発・検察審査の申し立て	着手金	1件につき10万円以上		
	報酬金	依頼者との協議により受けることができる		

(裁判外の手数料)

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の金額		
1 法律関係調査	調査料	5万円から20万円の範囲内の額 ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は協議により定める		
2 契約書類の作成及びこれに準ずる書類の作成	書類作成料	定型	①経済的利益の額が1000万円未満のもの 5万円から10万円の範囲内の額 ②経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの 10万円から30万円の範囲内の額 ③経済的利益の額が1億円以上のもの 30万円以上	
		非定型	基本	①経済的利益の額（※「備考」①参照）が300万円以下の場合 10万円 ②経済的利益の額が300万円を超え、3000万円以下の場合 経済的利益の1%に相当する金額に7万円を加算した金額 ③経済的利益の額が3000万円を超え、3億円以下の場合 経済的利益の0.3%に相当する金額に28万円を加算した金額 ④経済的利益の額が3億円を超える場合 経済的利益の0.1%に相当する金額に88万円を加算した金額
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	協議により定める金額
		公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する	
3 内容証明郵便の作成	書類作成料	1万円～3万円の範囲内の額 ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は、協議により決する ※弁護士名の表示なし		
4 遺言作成	書類作成料	定型	10万円から20万円の範囲内の額	
		非定型	①経済的利益の額（※「備考」①参照）が300万円以下の場合	

			<p>20万円</p> <p>②経済的利益の額が300万円を超え、3000万円以下の場合 経済的利益の1%に相当する金額に17万円を加算した金額</p> <p>③経済的利益の額が3000万円を超え、3億円以下の場合 経済的利益の0.3%に相当する金額に38万円を加算した金額</p> <p>④経済的利益の額が3億円を超える場合 経済的利益の0.1%に相当する金額に98万円を加算した金額</p>
5 遺言執行	遺言執行手数料	基本	<p>①経済的利益の額（※「備考」①参照）が300万円以下の場合 30万円</p> <p>②経済的利益の額が300万円を超え、3000万円以下の場合 経済的利益の2%に相当する金額に24万円を加算した金額</p> <p>③経済的利益の額が3000万円を超え、3億円以下の場合 経済的利益の1%に相当する金額に54万円を加算した金額</p> <p>④経済的利益の額が3億円を超える場合 経済的利益の0.5%に相当する金額に204万円を加算した金額</p>
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者の協議により定める額

(その他)

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の金額
法律顧問	顧問料	①事業者の場合 月額3万円以上 ②非事業者の場合 月額5000円以上
遠方へ出張する場合の 日当	日当	①半日の場合 2万円 ※往復2時間～4時間の場合 ②1日の場合 4万円 ※往復4時間を超える場合

(備考)

【① 経済的利益の算定について】

特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(算定可能な場合の算定基準)

イ 金銭債権

債権総額 (利息及び遅延損害金を含む)

ロ 将来の債権

債権総額から中間利息を控除した額

ハ 継続的給付債権

債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額

ニ 賃料増減額請求事件

増減額分の7年分の額

ホ 所有権

対象たる物の時価相当額

ヘ 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権

対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額

ト 建物について所有権に関する事件

建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1を加算した額

建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件

へにその敷地の時価の3分の1の額を加算した額

チ 地役権

承役権の時価の2分の1の額

リ 担保権

被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額

ヌ 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件

ホ、ヘ、チ及びリに準じた額

ル 詐害行為取消請求事件

取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額

オ 共有物分割請求事件

対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある分については、対象となる財産の範囲又は持分の額

カ 遺産分割請求事件

対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額

カ 遺留分減殺請求事件

対象となる遺留分の時価相当額

コ 金銭債権についての民事執行事件

請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額）

(算定不能な場合の算定基準)

800万円とする。ただし、事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならない。

【② 境界に関する事件について】

境界に関する事件とは、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう。

調停及び示談交渉事件の場合は、6の額又は1の額を、それぞれ3分の2に減額することができる。示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、6の額又は1の額の2分の1

【③ 借地非訟事件について】

調停事件・示談交渉事件は7に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる

示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、7の着手金の額の2分の1

【④ 刑事事件について】

事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判開延数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）をいう。

同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは1の着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。

追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減される場合は着手金及び報酬金を減額することができる。

検察官上訴の取り下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差し戻し若しくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、費やした時間・執務量を考慮した上で1による。